

磐田市地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の一部改正について

(健康福祉部福祉政策課)

地域包括支援センターにおける専門職の人材確保が困難となっている現状を踏まえ、職員配置について介護保険法施行規則が改正されたため、所要の改正を行う。

1. 改正の概要

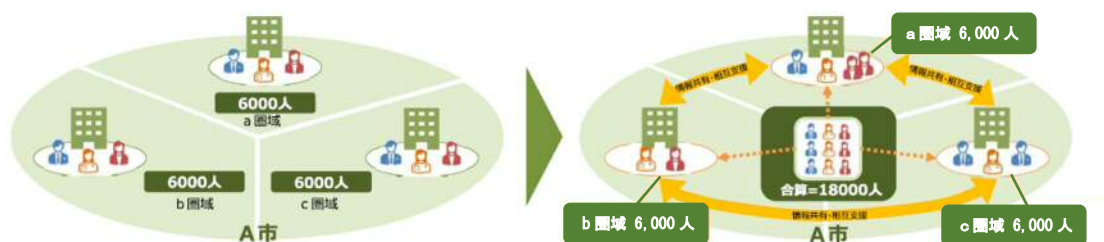
(1) 職員数について

地域包括支援センターに配置すべき3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）の職員数について、運営協議会が必要と認めた場合は、常勤換算方法※によることを可能とする。

※常勤換算方法：非常勤職員の勤務延べ時間数を、常勤職員が勤務すべき時間数で除することにより職員数に換算する方法。

(2) 複数の包括圏域を担当する場合の職員配置について

地域包括支援センターが複数の包括圏域を担当する場合に、運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、第1号被保険者の合計に応じて職員を配置することで基準を満たすものとし、この場合、地域包括支援センターごとに、3職種のうちいずれか2以上の常勤の職員を配置しなければならないものとする。



(厚生労働省社会保障審議会資料を改変)

2. 施行期日

公布の日